

重症患者認定申請書

受診者氏名		受給者番号		
疾病名				
重症認定区分				
1. 重症患者	重症患者認定基準に該当する障害の長期継続の状態		添付する証明書類	
	基準 ①	眼		1. 小児慢性特定疾病医療意見書（「重症基準に該当する」との記載があるもの）  2. 障害年金証書の写し  3. 身体障害者手帳の写し  4. その他（ ）
		聴器		
		上肢		
		下肢		
		体幹・脊柱		
		肢体の機能		
	基準 ②	悪性新生物		
		慢性腎疾患		
		慢性呼吸器疾患		
		慢性心疾患		
		先天性代謝異常		
		神経・筋疾患		
		慢性消化器疾患		
		染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		
	皮膚疾患			
	骨系統疾患			
	脈管系疾患			
2. 高額治療継続者	費用が高額な治療をおおむね6か月以上にわたり継続しなければならない者		医療費について確認できる書類（※）	
3. 人工呼吸器等装着者	人工呼吸器その他の生命の維持を欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者		人工呼吸器等装着者証明書（様式第5号）	
上記のとおり、重症患者の認定を申請します。				
申請者 住所 _____				
氏名 (自署) _____				
年 月 日				
福島市長		様		

注1) 重症認定区分の該当するもの全てに○をつけてください。  
 注2) 重症認定区分が「1」の場合は「重症患者認定基準に該当する障害の長期継続の状態」について該当欄に○を記入してください。なお、認定基準は裏面のとおりです。  
 注3) 添付する証明書類は、重症認定区分が「1」の場合は、添付した書類の番号に○をつけてください。  
 ※ 指定医療機関が発行する領収書又は診療明細書の写し、自己負担上限額管理票の写し等

## 小児慢性特定疾病重症患者認定基準

## 1. 重症認定区分が「1. 重症患者」に該当する場合

基準① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね 6 か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（ <u>視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの又は視力が良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u> ）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能が著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢のすべての指の機能が著しい障害を有するもの（両上肢の <u>全ての</u> 指を基部から欠いているもの <u>又は</u> 両上肢のすべての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能が著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの <u>又は</u> 一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能が著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1 歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1 歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら <u>若しくは横座り</u> のいずれもできないもの又は臥位 <u>若しくは</u> 座位から自立のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護 <u>若しくは</u> 補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、 <u>この表の他の項（眼の項及び補聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態</u> であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの <u>又は</u> 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

基準② 基準①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD、持続携帯腹膜透析を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達・知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの

## 2. 重症認定区分が「2. 高額治療継続者」に該当する場合

医療費総額が 5 万円／月を超える月数が年間 6 回以上ある者

## 3. 重症認定区分が「3. 人工呼吸器等装着者」に該当する場合

長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある者であって、日常生活動作が著しく制限されている者